

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

〔平成22年1月21日〕
〔条例第10号〕

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約は、次のとおりとする。

- (1) 事務機器その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 施設管理業務その他の役務の提供を受ける契約で、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの

附 則

この条例は、平成22年1月21日から施行する。